

第 8 5 回定例会

伊 方 町 議 会 会 議 録

NO. 1

令和8年6月23日 開会

伊方町議会

第 85 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）	
招集年月日	令和 8 年 6 月 23 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	6 月 23 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 阿部 孝志 2 番 安堂 廣道 3 番 田村 義孝 4 番 加藤 智明 5 番 高月 芳人 6 番 木嶋 英幸 7 番 末光 勝幸 8 番 清家慎太郎 9 番 山本 吉昭 10 番 小泉 和也 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 福島 大朝
欠席議員	なし
欠 員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 三好 要 書記 牛尾 元宣 書記 松下 洋二 書記 内堀 裕規
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 菊池 隼人 教 育 長 竹上 正也 監 査 委 員 大野 金能 総 務 課 長 谷村 栄樹 防 災 統 括 監 兵藤 貞樹 総 合 政 策 課 長 菊池 暁彦 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 由井 一隆 長 寿 介 護 課 長 河上 芳輝 建 設 課 長 辻 龍彦 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 農 林 水 産 課 長 菊池 拓也 上 下 水 道 課 長 清水 哲弘 学 校 教 育 課 長 清水 貴志 生 涯 学 習 課 長 山本 宏貴 会 計 管 理 者 藤川 輝之 瀬 戸 支 所 長 阿部 茂之 三 崎 支 所 長 竹内 元昭
町長提出の項目	報告第 3 号 令和 7 年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について 報告第 4 号 令和 7 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第 5 号 令和 7 年度伊方町下水道事業会計予算繰越計算書について 議案第 38 号 町長の専決処分事項報告について （伊方町税条例の一部を改正する条例制定） 議案第 39 号 町長の専決処分事項報告について （伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定） 議案第 40 号 伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について 議案第 41 号 伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 42 号 伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について 議案第 43 号 伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について 議案第 44 号 伊方町農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例制定に

	について 議案第 45 号 伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について 議案第 46 号 伊方町グループリビング条例を廃止する条例制定について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	4 番 加藤智明議員	5 番 高月芳人議員

伊方町議会第85回定例会議事日程（第1号）

令和8年6月23日（火）
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 令和7年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について（報告第3号）

第 6 令和7年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告第4号）

第 7 令和7年度伊方町下水道事業会計予算繰越計算書について（報告第5号）

第 8 町長の専決処分事項報告について
（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）（議案第38号）

第 9 町長の専決処分事項報告について
（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）（議案第39号）

第10 伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について（議案第40号）

第11 伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例制定について（議案第41号）

第12 伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について
（議案第42号）

第13 伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
（議案第43号）

第14 伊方町農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について
（議案第44号）

第15 伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について（議案第45号）

第16 伊方町グループリビング条例を廃止する条例制定について（議案第46号）

1 散会宣告

開会宣告（10 時 00 分）

○議長（福島大朝） おはようございます。これより、伊方町議会第 85 回定例会を開会いたします。只今の出席議員は 14 名であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（福島大朝） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） みなさん、おはようございます。

本日、ここに、伊方町議会第 85 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、まず「防災について」でございます。5 月 28 日に、新たな防災気象情報の提供が始まりました。河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の 4 種類の災害ごとに、5 段階の警戒レベルにあわせて発表されることとなっており、レベル 4 の危険警報が新設されております。この防災気象情報を参考に、避難指示等の発令を適切に判断してまいりたいと考えております。なお、今月初めの台風 6 号の強風により、倒木や停電等が発生しました。既に出水期に入っておりますが、火災や地震対策を含め、今後とも関係機関と連携しながら、町の防災力の強化に努め、防災・減災対策に万全を期してまいります。週末には、台風 7 号の接近も予想されております。万全を期してまいりたいと存じます。

さて、5 月中には、恒例となりました「はなはな祭り」や「きららまつり」「ふるさとウォーク」などのイベントが開催され、町内外から多くの方にご参加をいただきました。運営にあたり、ご協力をいただきました関係者の皆様には、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

また、佐田岬体験博が今月 1 日から、年間を通して開催されております。佐田岬半島の自然、文化、食を大いに体験していただきたいと考えております。なお、今後も「瀬戸の夕風まつり」、夏から秋に日程を変更し、11 月 1 日に開催予定の新たな「きなはいや伊方まつり」などの、イベントの成功に向けて、職員をはじめ、関係者一丸となって、万全の準備に取り組んでおりますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、原子力発電所についてでございます。ご案内のとおり、伊方発電所 1 号機、2 号機においては、廃止措置計画に基づき、廃炉に向けた作業を行っているところであります。

四国電力は、昨年 11 月 20 日に、1 号機の廃止措置を第 2 段階へ移行するための計画変更を、国へ申請するとともに、町に対しまして、事前協議の申し入れがありました。本件については、現在原子力規制委員会において、計画の審査を行っており、町としましては、審査の状況を注視しているところでございます。今後、国の審査が完了次第、計画の可否について、判断をしてまいりたい

と考えております。今後とも伊方発電所の運転に関しては、安全を最優先に取り組むよう求めてまいりますので、議員各位には、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、補正予算についてでございます。不透明な国際情勢の影響により、物価高騰や資材調達が困難となるなど、厳しい状況が続いている中、今月5日、国の、電気・ガス料金やガソリン代の支援などを含む、3.1兆円の補正予算が成立いたしました。補正予算の多くを占めております、中東情勢等対応分の予備費につきまして、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。また、町としましては、まず、繰越事業により実施しております、水道料金の減免やプレミアム率100%の商品券事業の執行により、町民の皆様、各家庭の下支えに取り組んでまいります。

なお、今定例会の補正予算に盛り込んでおります、主な取組みといたしましては、農林漁業者の経営安定化のための基金積立金、地域の実情に即した新たな交通モデルの策定、三机、大久、三崎小学校の統合に係る経費の支援、避難施設となります社会体育施設の空調整備設計委託などを計上いたしておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、

- ・報告 3件
- ・条例専決 2件
- ・条例制定 7件
- ・補正予算 5件
- ・契約 1件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議事日程報告

○議長（福島大朝） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（福島大朝） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 加藤智明議員、5番 高月芳人議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（福島大朝） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、4日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（福島大朝） 日程第3「諸般の報告」を行います。

お手元に配付してありますとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（福島大朝） 日程第4「一般質問」お手元に配付の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、木嶋英幸議員、加藤智明議員、清家慎太郎議員、末光勝幸議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。

初めに、木嶋英幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（福島大朝） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般通告に添って質問させていただきます。連日、サッカーで盛り上がっております。伊方町もそれにのらせていただきながら、みんなで元気にやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

大綱1「ふるさと納税について」

新聞でも公表された、令和7年度ふるさと納税実績報告値によると、愛媛県内全体の寄付総額は204億5,445万円となり、前年度比18.5%増で過去最高を更新しております。各自治体による返礼品拡充やプロモーション強化などの取り組みが成果に繋がったと分析されております。伊方町の隣の八幡浜市は大幅な伸びを示し、愛媛県トップを続けている一方、伊方町を含む一部の自治体では寄付額が減少したと報じられております。

ふるさと納税は財源確保に留まらず、地域産業の活性化や事業者育成、地域の魅力発信にも繋がる重要な施策と考えています。そこでお伺いいたします。県全体が大きく伸びている中で、伊方町の寄付額が減少した要因について、町としてどのように分析されているのか、お伺いいたします。

また、ふるさと納税事業においては、返礼品の魅力向上、新たな商品開発、情報発信の強化等、1次産業で成り立っている伊方町では必要です。地域事業者、即ち、生産者との継続的な連携・伴走支援が大きく影響するものと考えております。たくさんの町民に参加を促したり、提案機会やコ

コミュニケーションの充実を期待しておるところです。今後の寄付額の回復、拡大に向けて、町として、地域事業者との連携強化や現場支援の充実をどのように進めていく考えなのか、お聞かせください。単に寄付額を増やすだけでなく、ふるさと納税を地域産業の育成や地域ブランド向上に繋げるために今後どのような具体的施策を展開していくのか、町の方向性について、伺います。

ふるさと納税はモノを売る制度ではなく、地域のファンを増やす仕組みであると考えます。伊方町らしさをどのように磨き、育てていくのか、その点も含めてご答弁をお願いします。

○議長（福島大朝） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の「ふるさと納税について」のご質問にお答えいたします。

近年、ふるさと納税は、ふるさとや地域応援のためだけではなく、返礼品を目的とした寄附が増えており、各自治体では様々な返礼品を取り揃え、寄附金の獲得に取り組んでおります。

本町の寄附額は、令和3年度から中間事業者に委託し、ネット受付を拡大したことから、令和2年度900万円に対し、令和3年度は5,900万円、令和4年度9,400万円、令和5年度1億300万円、令和6年度には1億5,200万円となるなど、順調に増加してまいりました。しかしながら、昨年度は、残念ながら1億500万円と前年を下回る結果となりましたが、県内の9つの町の中では4番目となっているところでございます。ふるさと納税は、自主財源確保のための貴重な収入でもありますので、専任職員を配置し、地域事業者を訪問するなど、引き続き、寄附金の増加に向けた対策に、取り組んでいるところでございます。

まず、ご質問1点目の「伊方町の寄附額が減少した要因について」でございます。ふるさと納税で、全国的に特に人気を集めているのは、お肉・魚介類・お米・フルーツといった日常の食卓を豊かにする返礼品で、物価高を背景に、お米・トイレットペーパーなど、節約に直結する返礼品への人気は更に高まっております。

そのような中、昨年度に寄附額が減少した要因は、ふるさと納税ポータルサイトの中間事業者が交代したことにより、新たなポータルサイトの作成に時間を要したことに加え、主力商品の1つである紅マドンナの商品確保が想定量を下回ったこと、更には、人口減少・高齢化による地域生産力の低下や地域間競争の激化などが挙げられます。

本町の主力商品である柑橘や魚介類の地域事業者の増加と、他の自治体と差別化を図った特色ある商品の登録に取り組み、佐田岬らしさや半島の暮らしの魅力を伝えることで、リピーターはもちろんでありますが、新規の獲得も目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「地域事業者との連携強化や現場支援の充実について」でございます。市場ニーズを捉えた新商品の企画やPR、既存商品のリニューアル、更には、寄附者の共感を生むファンづくりの推進のためには、地域事業者との連携強化が不可欠でありますので、地域事業者を担当する職員を増員するなど、町の体制強化を図っているところでございます。

また、「地域事業者への現場支援」につきましては、地域事業者の売上拡大だけではなく、オペレーションの構築が重要となりますので、地域事業者を訪問し、現場の声を聴いたうえで、返礼品の受注管理、在庫調整、丁寧な梱包、迅速な発送業務の支援など、中間事業者との連携を密にしながら、現場の負担を軽減できますように協力体制を構築する必要があると考えております。

そのため、中間事業者に先般、聞き取りを行ったところ、体制の見直しを実施するとともに、寄附金額を増やすためのポータルサイトでの表示回数を増やすための手法や、寄附成約率を増やすための手法を積極的に取り入れるなど、今後の具体的な取り組みについて、報告をいただいたところでございます。また、新たな取組みとしまして、サッカーJ3の試合での、パンフレット配布なども検討しているところでございます。

最後に、3点目の「地域産業の育成や地域ブランドの向上に繋げるための具体的な施策について」でございます。「地域産業の育成」につきましては、町の主要産業であります、農業・漁業の後継者不足や人材育成に対応するために、伊方町第3次総合計画で実施を計画しております、新規就業者支援対策事業や労働力確保事業を促進し、農地の集約化等や漁場の保全による生産性の向上、都市との交流による新規就業者の獲得などを図りながら、持続可能な地域産業の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、「地域ブランドの向上」につきましては、生産者の販路拡大や更なる所得向上を図るため、えひめ愛フード推進機構が実施する「愛あるブランド産品」への登録や、町が実施する「佐田岬いものセレクション」への登録に向け、対象者や団体へ働きかけを行い、認定に向けての支援を強化する考えであります。また、特産品の認知度と付加価値の向上に努め、販路拡大やSNSによる情報発信を行い、ブランド化を促進してまいりたいと考えております。

このような施策を展開することによりまして、町内での雇用環境を整備し、働く場所または起業したくなる場所として、伊方町が選ばれますように取組みを行い、伊方ファンの獲得に努めてまいりたいと考えております。

以上、木嶋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（福島大朝） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 担当職員を増やすなどのお答えをいただきました。とても前向きなご答弁、ありがとうございます。

再質問に際して、お答えの中で、町で4番目と言われました。上位はありがたいことではあるんですけど、僕的には順番が何番というよりも、数字にもあったように1億5千万ほどの金額が、5千万ほど減額、凄い金額ですよ、減額が。そこの掘り下げをもっともっとやっていただければ、ありがたいなと思っております。実際のところ、昨年までは右肩上がりでしたところが、中間業者が変わったとたんに数字が落ちる、偶然なのではないかな。ほとんどの自治体が数字を伸

ばしているのに、なぜなのでしょう。先ほども言ったように、回答にもありましたように、諸々の原因があるとは思いますが、もっともっと掘り下げていただきたいと思います。

また、プロポーザルの際に、中間業者に対して、生産者や事業者への提案・アドバイスなどを行うように企画書に盛り込んでいただきたいと思います。一次産業に携わる人達は、ものづくりは優れているが、このようなことは不慣れで、返礼品に取り入れていただくためにも、こまめな情報共有が必要だと思われますが、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

また、具体的に年間何回程度の訪問や意見交換を設けていたのか、そのうえで、実際にどのくらい行われていたのか、あわせて、お尋ねいたします。

この企画に参加されている町内の個人・法人は何事業者ありますか、分かれば、それもお答えください。

よろしくお願いします。

○議長（福島大朝） 只今の木嶋議員の大綱 1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○観光商工課長（田所孝之） 議長

○議長（福島大朝） 観光商工課長

○観光商工課長（田所孝之） 失礼いたします。只今のご質問について、お答えいたします。

まず、1 つ目のご質問にありました、原因究明と改善策でございます。

寄付額が減少した要因につきましては、先ほどの答弁にもありますが、中間事業者が交代した初年度でスケジュール管理や寄付金増の施策の立案に不備がありましたことや、外部要因が影響していると考えております。解決策の 1 番には、町及び中間事業者は、現場の声を聞き、現場の負担を軽減できるように、協力体制を構築しているところでございます。

それから、2 番目のご質問のプロポーザルの際に、中間事業者の企画書に盛り込んでいたかというところと、3 番目の質問もあわせてなんです。こまめな情報共有、それから、具体的に年間何回程度行っていたか、今後どうするかということですが、こちらにつきましては、プロポーザルの提案書に生産者等への提案やアドバイスは盛り込まれておりましたが、中間事業者は人材確保が思うようにいかず、地域事業者への訪問は年間数回程度しか実施できていなかったようです。今年度は、週に 1 回は各地域事業者を訪問して、意見・要望等に耳を傾け、コミュニケーション作りに努めております。

4 番目のふるさと納税に参画されている個人・法人の事業者数でございますが、現在の登録事業者数は法人が 23、個人が 13 となっております。参考までに登録商品数は 549 となっております。

以上です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

木嶋議員、大綱 1 の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（福島大朝） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 課長の答弁も前向きで、ありがとうございます。

先ほどもあったように、ポータルサイトの作成に時間が掛かったと言われましたけど、これは中間事業者としては、前もって分かっているようなことではないですか。私からしたら、言い訳にすぎないような気がします。

町長の答弁にもありましたように「サッカーの観戦の時にPRを」と言っていましたけども、県内には、サッカー、野球、バスケット、それぞれのプロチームがあります。できるだけ、色々な大会に足を運び、PRの協力もお願いしたらと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福島大朝） 只今の木嶋議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○観光商工課長（田所孝之） 議長

○議長（福島大朝） 観光商工課長

○観光商工課長（田所孝之） 只今のご質問について、お答えいたします。

現在、この中間事業者が提案しております、サッカーの試合でチラシを皆様に配布するというのは、ちょっとこうスポンサー的な要素もございまして、それは間違いなくやれるというご提案でございました。

それで、木嶋議員さんがおっしゃられる、野球とか色んなスポーツもございまして、こちらの方も可能な範囲でPRができることを含めて、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島大朝） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。理事者側の皆様には、分かりやすいご答弁をお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

大綱1「会計年度任用職員の有給休暇制度の格差是正及び事務効率化について」質問したいと思います。

現在、国を挙げて「働き方改革」や「ワークライフバランスの推進」が叫ばれており、本町が質の高い行政サービスを維持するためには、正職員のみならず、現場を支える全ての労働者が働きやすい環境を整えることが不可欠であります。特に、育児や介護、通院などを抱えながら限られたシフトで勤務する非正規雇用の職員にとって、休暇制度の利便性は仕事を選ぶうえでも大切な項目ではないかと思えます。

労働基準法において、有給休暇はフルタイムの正職員だけでなく、週の勤務日数が少ないアルバイトやパートタイム労働者に対しても、その労働実績に応じて等しく付与されるべき当然の権利として定められております。

しかしながら、現行の伊方町の運用において、正職員が15分単位での有給休暇取得が認められているのに対し、短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員においては、1時間単位での取得が

基本とされていることで、当事者からは不満の声があります。この45分の差は、限られた時間でやりくりしているパートタイム会計年度任用職員にとっては貴重な時間だと思います。政府が掲げる、同一労働同一賃金の精神、ひいては、不合理な待遇格差の解消という方針から見ても見直しが必要なのではないかと感じます。

また、労務管理の視点から見ても、有給休暇の付与基準日が正職員は1月1日であるのに対し、会計年度任用職員は4月1日となっており、雇用形態によって基準日にズレが生じております。同じ役場内で2つの異なる休暇サイクルが存在することは、労務管理において、二重の事務負担を生じさせる原因となっており、4月の人事異動の際にも正職員の休暇残高の引き継ぎが複雑化しているのではないかと懸念しております。

これらを踏まえ、理事者には2点お尋ねします。

1つ目にパートタイム会計年度任用職員における15分単位の有給取得の適用拡大について。

不合理な格差を是正し、職員の労働環境を向上させるため、全ての会計年度任用職員に対して、正職員と同様に気兼ねなく、15分単位での取得を可能とすべきと考えますが見解を伺います。

2つ目に有給休暇基準日の4月1日への統一と労務管理の効率化について。

同じ組織内での二重管理による事務負担及び人事異動時の複雑化を解消するため、正職員の基準日も4月1日へ変更し、有給管理を一本化する考えはあるのかお伺います。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（菊池隼人） 議長

○議長（福島大朝） 副町長

○副町長（菊池隼人） 加藤議員の「会計年度任用職員の有給休暇制度の格差是正及び事務効率化について」のご質問にお答えいたします。

近年、労働者の健康増進や多様な働き方の実現、また、生産性向上に資するワークライフバランスの推進が喫緊の課題となっております。本町においても、高品質なサービスを維持するためには、全ての職員が働きやすいと感じられる職場環境を整備することが重要な課題であると認識しております。また、議員ご指摘のとおり、育児や介護、通院など、多様なニーズを抱える職員にとっては、休暇制度の利便性向上が求められているところでございます。

まず、ご質問1点目の「パートタイム会計年度任用職員の有給休暇取得の適用拡大」についてです。パートタイム任用職員の有給休暇については、現在、1時間単位での取得が可能となっておりますが、これは、令和2年度に会計年度任用職員制度が法制化された際に、国の制度との整合性を持たせたもので、それまでのパートタイムについては、業務に必要な時間のみ勤務する雇用形態であったため、有給休暇そのものが付与されておりました。これが制度改正によって有給休暇が付与され、1時間単位で取得できるようになったことで一定の処遇改善がなされ、今日に至っているものでございます。

ご指摘のとおり、雇用主として職員の労働環境を向上させることは非常に重要なことであり、休暇取得にあたって職員が不便を感じているようであれば、他の自治体の状況も踏まえながら、適切

に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「有給休暇基準日の4月1日への統一と労務管理の効率化について」です。本町の正職員の有給休暇の付与基準日は、国や県と同様に1月1日となっております。その理由として国や県の基準日に合わせることで制度間の整合性を図りやすくなること、4月1日を基準とした場合、3月末が有給休暇の消滅期限となり、そうすると、3月の多忙を極める時期に休暇が集中する恐れがあり、これを避ける効果があること、4月1日とした場合、人事異動の事務に加え、休暇付与などの新たな事務負担が生じることなどが挙げられます。

これらのことから、基準日を会計年度任用職員と同様に4月1日に統一することは、必ずしも効率的な労務管理に繋がるとは限らないというのが実状でございます。従いまして、現時点で基準日を統一する考えはありませんが、今後、社会情勢の変化等により国や県の制度が変わる場合は適切に検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、労務管理の効率化は、職員の働きやすい環境を実現するための必要な取り組みであるため、引き続き研究を重ね、より良い環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、加藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） ありがとうございます。

基準日に関して、まず、統一するほうが一般的に効率化できるのではないかという思いがありましたので、質問させていただきました。4月1日することで、事務負担が増えたり、仕事内容に不都合が生じたりするようであれば、現状でしていただいて、今後の環境整備については、随時、色んな環境整備を整えていただけるよう努めていただけたらと思います。

会計年度任用職員の15分ごとの休暇についてですが、適切に検討していただけるとのご答弁をいただきました。検討しなければならないほどの何か不都合な理由があるようには感じないのですが、理事者の皆様におかれましては日々膨大な業務がある中、休暇制度の運用ルールを見直したりすることは、事務負担が一時的に増えることはもう重々承知しております。しかしながら、国が同一賃金、待遇格差の解消を強く推し進める中、伊方町の行政サービスを支えてくださっている会計年度任用職員の皆様のモチベーションを考えれば、この15分単位の取得拡大というのは、やらなければならない課題ではないかと思えます。

この適切な検討というのは、前向きな検討として捉えてよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（谷村栄樹） お答えいたします。

まず、正職員とフルタイム会計年度任用職員の1日の勤務時間が7時間45分と決められていることに対して、パートタイム会計年度任用職員の場合は職種によって、勤務開始時間や就業の時刻、それから、週間の勤務日数が異なりますため、付与される有給休暇の日数も個人ごとに異なっております。そのため15分とした場合の残日数の計算など、勤怠管理にかかる事務負担への懸念があったため、これまで1時間単位とかにしていたのではないかというふうに思います。

ただ現在、職員の休息ということではなくて、家庭の事情とか多様な休暇の取得理由がありますことから、不便を感じている職員がいるのであれば、適切に、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） ありがとうございます。

前向きに検討していただけるということで、働いている方は今すぐにでも、15分単位で取得したいという気持ちがあるかと思います。いつ頃の実施、いつまでに検討されるのか、最後に質問させていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（谷村栄樹） お答えします。

年度途中でこれを変えてしまうとかえって混乱いたしますので、例えば、キリの良い年度切り替えの時に変更する、改めるということが考えられます。

以上です。

○議長（福島大朝） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

続いて、清家慎太郎議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（福島大朝） 清家議員

○議員（清家慎太郎） それでは、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行わせていただきます。

大綱1「学校行事における安全管理体制について」

今年3月16日、沖縄県辺野古沖で抗議船転覆事故により17歳の女子高生の命が失われ、5月6日には、磐越道でレンタカーのマイクロバス事故により部活動遠征中の男子高生の命が失われました。いずれも杜撰極まりない安全管理により、骨折など重症者を含み、多数の生徒が負傷いたしました。限りない未来への可能性を秘めた子どもの生命が失われたり、心身の健全状態が危険にさらされることは被害者本人やご家族にとって大きな怒りと悲しみを伴うものであり、杜撰な安全管理

による事故や偏った思想の押しつけによる偏向教育は決して許されるものではありません。

それぞれの事故についてそれぞれ少し振り返りますと、まず辺野古沖転覆事故については、地元の漁協支部長によりますと、うねりが凄かったという危険な状態の中出航し、航行途中にはスピードを上げて海保と並走するなど危険な航行を行い、結果高波に煽られ1隻が転覆、それを助けに向かったもう1隻も転覆し、後に転覆した抗議船に乗船していた女子高生が命を落とし、それ以外の15名も骨折などの重傷を含むけがを負うという大惨事でありました。

文科省の調査結果等により、この事故での学校側の安全管理の欠如事項としましては、高校による事前下見が行われていない。これにより、幅40cmほどの防波堤の上を数十m歩かされ、船着き場ではなく危険な護岸からの乗船だったこと、遊覧船等ではなく、基地建設反対の抗議活動に使う抗議船だったことなどが把握できておらず、もちろん生徒や保護者にも事前説明が行われていなかった。

また、引率教員は2隻の船に対し1名しか配置されず、その引率教員も体調不良と乗り物酔い体質という理由で乗船しなかった、ライフジャケットの装着の事前指導をしていなかった、牧師が船長を務める船ならば安全という何の根拠も無い信頼感を抱き安全確認を怠った、当日の波浪注意報など気象状況を確認せず、また悪天候時の代案も事前に決めていなかったなど、安全管理・確保の取り組みが著しく不適切だったというものでした。

また、運行団体の安全管理の欠如事項としては、海上運送法上の事業無登録運行、乗員名簿、運行管理規定、出航判断基準、救助要請用無線設備が無い、波浪注意報が発令されており、さらに海保の注意喚起があったという危険な状況にも関わらず出航した、ライフジャケットの着用指導を十分行っていなかった、船員ではなく生徒が救助要請を行わざるを得なかった等が挙げられており、人の命を預かるという重みが全く分かっていないかのような杜撰な安全管理であったようです。

もう1つの痛ましい事故、磐越道マイクロバス事故は、練習試合に向かっていた高校のソフトテニス部員を乗せたレンタカーのマイクロバスが道路脇のガードレールに突っ込み1人の生徒が命を落とし、後続車を含めると骨折などの重傷を含む26名が負傷したというもう1つの大惨事でありました。

この事故については未だ不明点が多いですが、学校側の落ち度としては、営業用バスを手配したという主張通りなら、運行実態の確認不足であり、また教員が同乗していないため生徒が命の危険を感じるほど危険な運転状態の中にあっても、学校側が車両を停止できる体制が取れていなかったことが現時点で挙げられています。ドライバーの落ち度としては人の命を預かり安全に運転する技術が無かったということに尽きると思われます。

いずれの事故もほぼ人災であり、子どもは、国にとっても、まちにとっても大事な宝物であり、その無限の可能性を秘めた児童生徒の命を奪い、生き残った生徒たちにも身体的な傷と、一生消えないであろう心の傷を負わせてしまうという、杜撰な安全管理による事故は決して繰り返してはならないものであります。

そして、心の健全状態を損ないかねないという点では、辺野古事故の当事者である高校の教育基

本法第 14 条、第 2 項、政治活動の禁止違反が挙げられます。

文科省の調査によりますと、公共用地でのテントや看板の違法設置の指摘がある辺野古テント村訪問、抗議船に乗船しての見学のプログラム化、研修旅行冒頭の辺野古への移設工事反対の抗議活動の説明、2015 年から 4 年間工事妨害の座り込みのお願い文書掲載等について、それらを総合的に勘案すれば政治的活動を禁じる教育基本法第 14 条第 2 項に反すると考えられ是正を図る必要があるということであります。

直近では、死亡事故のあった 2026 年 3 月の研修旅行の初日の開会礼拝のメッセージにおいて、抗議活動家は「ここから入ったら法令違反というエリアがあるが、あえて入って抗議します。当然海上保安庁に拘束されます。」と言う旨の発言があったということが文科省の調査結果として公開されております。抗議活動家による、私達は違法行為をあえてやっていますという講演を学校によりプログラム化され、偏った思想を押しつけられるという心の健全状態を損なわせる行為から児童生徒を守らなければなりません。

これら 2 つの事故のように、杜撰な安全管理や偏った思想の押しつけで、児童生徒の心身の健全状態を損なわないため、町においても管轄の学校の安全管理を今一度再確認すべきであると考えます。

そこで、1 つ質問といたしまして、1 つ目、町内小中学校の児童生徒の通学や学校行事等における移動手段は安全が確保されているか。

2 つ目、教育基本法第 14 条第 2 項違反の偏向教育は行われていないか。

以上、2 点について質問いたします。

○議長（福島大朝） 只今の清家議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（竹上正也） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（竹上正也） 清家議員の大綱 1「学校行事における安全管理体制について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、次代を担う子ども達の生命を守り、安心して学べる環境を確保するためには、学校における安全教育の充実と適切な安全管理は重要な問題であると捉えております。

1 点目の「町内小中学校の児童生徒の通学や学校行事等における移動手段の安全確保」についてでございますが、児童生徒の通学、学校行事である遠足、音楽発表会及び学校教育活動の一環である部活動等の移動手段につきましては、運行管理業務を委託しております、専門業者によるスクールバスの運行を基本とすることで、児童生徒が安全に移動できるよう体制整備を行っているところでございます。

修学旅行等における移動手段につきましては、事業者には貸切バスによる運送を依頼しており、国からの通知に基づき、契約内容を明確にすることで、事業者と適切な契約の締結等を行っております。また、学校保健安全法に基づき、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、町内全ての小中学校におきまして、危機管理マニュアルを策定しており、部活動を含めた学校

行事等の移動に関する安全確保を徹底するよう、危機管理マニュアルの記載内容を点検し、必要に応じて見直しを進めているところでございます。

今後とも、各小中学校における学校教育活動の実施にあたりまして、危機管理マニュアル等を踏まえ、事故防止を含む、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

2点目の「教育基本法第14条第2項違反の偏向教育は行われていないか」につきましては、教育基本法で定められた理念に基づき、学習指導要領に則って、児童生徒の発達段階に応じて、特定の立場や結論に偏ることなく、児童生徒自身が多角的な視点から考察し、判断できるよう政治的中立性を確保したうえで、各小中学校におきまして平和学習に取り組んでいるところでございます。

報道等によりますと、沖縄県辺野古沖で発生した事故につきましては、文部科学省が調査結果をまとめ、辺野古への移設工事に関する学習内容が、教育基本法第14条第2項で定める「学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」という規定に違反するものであったとの見解が示されております。

なお、松本文部科学大臣は、平和学習を巡り学校現場が委縮することを懸念する指摘に対して、「多様な見方や考え方を示して適切に平和学習をすることは重要だ。沖縄を含めた現地を訪れることを避ける必要はない。」と述べております。そして、政治的中立に関しては、「これまで通知等でも示してきたとおり、生徒の主体的な考え方や判断を妨げないよう留意することが必要だ。」と述べております。

町内の各小中学校におきましては、教育基本法や学習指導要領等の関係法令を踏まえ、総合的な学習の時間や修学旅行などを通じて、町内外における戦争による犠牲者の慰霊や現地学習を行うことで、戦争の悲惨さと平和の尊さを学び、次世代へ継承していくための教育活動に継続して取り組んでいるところでございます。

町教育委員会におきましても、その学習内容や修学旅行等における見学地に関しまして、事前に確認しておりますが、議員ご指摘の教育基本法第14条第2項違反の偏向教育には該当しないものと考えております。

引き続き、国の通知や学習指導要領などを遵守し、偏向教育との疑念を招くことのないよう政治的中立性を確保したうえで、平和学習の着実な実施に取り組んでまいります。

以上、清家議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

清家議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（福島大朝） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 現在のところ、心身、体と心の健康を害するようなことはなさそうだという答弁をいただきまして、大変安堵したところであります。確かに、私が子どもの頃とか、自分の子どもが通学していた時の話を聞いても、特に、人身事故があったとか、偏った思想の教育授業を受けたというような話は聞かなかったもので、おそらく大丈夫だろうなというふうには思っております。

したけど、立て続けに大きな事故が起こったことで、ここはやっぱり自分の町でも確認しておくべきだということで、質問させていただきました。

まず、移動手段の時の安全確保についての再質問なんですけれども、現状ですね、通学に関しては専門業者に運行管理を委託しているということと、修学旅行に関しては貸し切りバスによる運送を依頼しているということでありました。私の記憶では、人身事故とかはなかったと思うんですけど、過去にそういう事故みたいなことはなかったかということと、それとですね、その事故があったとした場合になると思うんですけど、作成した危機管理マニュアルっていうものが実際に使われたことがあったのか、実効性があったのかということと、まず、1点目の再質問としてお伺いしたいと思います。

もう1つ、心の健康状態というところで、平和教育というのは、確かに国民の命を守るということで1番重要なことだとは思いますが、該当する京都の高校が悪かったのは、基地反対側の意見しか聞かさなかったことだというふうに認識しております。この高校も過去には普天間高校と交流をして、普天間の高校生が「僕は賛成」「僕は反対」「なかったら困る」とか、「どちらでもない」とか、そういうような意見を交流会で聞かせていただいていたんですけど、なぜか2015年から、そういう普天間高校との交流もなくなり、基地反対派の活動にしか参加できなくなったというふうに聞いております。

そうこうしている中で、今回事故が起きたコースっていうのは、パンフレットに載っているのは、辺野古をボートに乗り海から見るというふうな書き方やったらしいんです。それと、美ら海水族館との抱き合わせ。これを見て、生徒も親子さんも、まさか、ああいう小さい船で、定員いっぱいにして、抗議活動のルートを通るとは思わなかったと思うんですよね。それが蓋を開けてみると、ああいうふうな状態だったということですね。

そういう事例を含めますとですね、パンフレットをパッと一瞥しただけでは思いもよらないようなコースが含まれているかもしれないということで、今までより1つ段階を上げた事前確認っていうものが必要になると思います。そういうことも含めて、今後、町として、修学旅行とか研修旅行とか、何と言うんですか、生活に関する授業ですか、そういうのが行われていますよね、そういうコースのプランができた時に、今よりもいっそう精度の高い確認作業が必要かと思いますが、その辺りはどの様に考えられているか。

その2点、お伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の清家議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（清水貴志） 議長

○議長（福島大朝） 学校教育課長

○学校教育課長（清水貴志） 只今の清家議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目につきましては、議員ご指摘のとおり、各小中学校の学校教育活動における安全を確保するために、スクールバスの運行管理業務、また、貸し切りバスによる運送を専門的な知識と技

能を有する事業者に委託をしております。これまでに、現行の運行方式におきまして、危機管理マニュアルの運用対象となるような、重大かつ深刻な事故等は発生しておりません。

もう1点でございます。

小中学校が行う平和学習や修学旅行等につきましては、教育の政治的中立性を確保したうえで、現在、文部科学省が示した見解がございます。そちらに則りまして、現地の状況等についての事前確認、引率体制の充実、緊急時の連絡体制の点検、保護者の理解の徹底等、最新かつ周到な準備を整え、関係事業者に過度に依存することなく、主体性を持つことで、安全でかつ有意義に実施されるよう、十分な実態の把握と必要な指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

清家議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（福島大朝） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 色々な取り組みを、精度の高い取り組みを今でもしていただいているということで、安心いたしております。

ただですね、ちょっと1点、事例というか、ちょっとそういうのがあります。

小中学校とかではないんですけど、町内の送迎バスでですね、ドライバーが徹夜で朝、生徒を迎えにいったというふうな確実な事例が、これ1つあります。これは、学校側も把握できるような状況にあったと思うんですけど、何も確認もせずに、そのまま数ヶ月放置して、運行を続けさせとったという事例が確実にあります。その辺は、学校が気付いても言わないのであれば、行政側でも把握していただいて、直接、事実確認をするなり、学校に指導するなりして、居眠りで事故、よく聞く話だと思います。久万高原町ですか、議長さんも昔やってみたいですけど、徹夜で運転するなんて、事故がなかったからラッキー的な事例なので、そういうふうなところに少しアンテナを張っていただいてですね、生徒というか人の命の安全のために、そういう運行は絶対に控えていただけるように指導していただきたいと思います。

修学旅行とか研修旅行の時に事業者確認とかもあるんですけど、特にこの辺野古の場合はですね、拠点としているテントが公共用地を不法占有していたり、フェンスを毀損していたりとか、進入禁止なのに私達は入りますよとか、明らかに違法行為を行っているような団体でありました。伊方町も、何かの研修旅行とかで事業者と接する際には、やっぱり事業者の素性確認とかいうのはですねより一層、精度をもって取り組んでいただきたいと思います。

それともう1点、一般質問通告をしてから、ちょっと心配な事例があったんです。

教職員の方の組合の中央のほうにおられた、特別中央委員という役職にあられた方が、自衛隊をちょっと侮辱するような発言をしていたという件です。この方は、教職員出身で、教職員の方の組合の特別中央委員という執行部におられた方で、そういうふうな発言をする方がいたということは

実際に教鞭をとっていた時にも、そういうことを生徒にも言っていたのではないかという懸念が生じるわけなんですよ。

私の知り合いも、子どもさんとかが自衛隊に行ったという人もいますけど、比較的に経済的に裕福なお家でありました。そういう勝手な思い込みですね、ああいうふうなことを口走って、自衛隊に行かせないような、そういうふうな方向に持っていく教育とかが行われていたとしたら、本当に国力というか自衛力を低下させる恐ろしいことだと思います。

私らが子どもの時は、無条件で目をつぶって信頼できる先生ばかりやったんで、町内でそういうことが起こるとは思えないんですけど、一応念のためですね、転ばぬ先の杖のような対応をしていただいて、その辺、ちょっと疑惑を感じるような言い方にはなるかもしれないですが、一応確認のため、そういう普段の教育の方にも目を光らせていただきたいと思いますと思うんですが、その辺、いかがお考えでしょうか。

○議長（福島大朝） 只今の清家議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（竹上正也） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（竹上正也） ありがとうございます。

先ほど答弁したとおり、町内の小中学校におきましては、政治的な中立は保たれております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今後そのようなことが起こる可能性も全然ないとは言えないと思いますので、今後とも、これまでしてきたそういう確認以上のものを教育委員会としまして、何か方法等も考えまして、対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（福島大朝） 以上で、清家議員の大綱1を閉じます。

続いて、末光議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の質問は午後からと思っておりましたので、心の準備ができておりません。心優しい答弁をよろしくお願いいたします。

伊方町財政運営について、お尋ねをいたします。

高市内閣総理大臣は「日本列島を強く豊かに。」47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療や福祉や、高度な教育を受けることができ、働く場所がある。若者たちが日本に生まれたことを誇りに感じ、「未来は明るい」と自信を持って言える、そうした国を創り上げると提唱されています。

現在の伊方町の現状はどうでしょうか。交通事情の不便さや、福祉や医療に多くの町民の不満が聞かれます。伊方町の人口は25年の国勢調査で7,077人。令和8年度の一般会計予算は約102億円となっております。他の市町村に比べると「伊方町は財源が豊かだ」と言われます。近隣の市町

村と令和 8 年度の一般会計予算で比較してみますと、八幡浜市 272 億円（2 万 8,473 人）、西予市 283 億円（3 万 1,551 人）、松前町 137 億円（2 万 9,004 人）、松野町 41 億円（3,312 人）となっています。

財務省が普通交付税の目安とする基準財政需要額は、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を勘案して、その地方団体地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要です。令和 6 年度の数値で伊方町が 47 億円、八幡浜市 111 億円、西予市 151 億円、松前町 64 億円、松野町 24 億円となります。松野町の基準財政の 1.71 倍に比べ、伊方町は 2.17 倍となります。

伊方町のキャッチコピーが「よろこびの風薫るまち伊方」から「長く永く幸せ感じる伊方町」に変わりました。財政規模に応じた幸せを町民は実感しているのでしょうか。

予算を人口一人あたりでみると、伊方町 144 万円、八幡浜市 96 万円、西予市 90 万円、松野町 124 万円、松山市の隣の松前町は 47 万円となります。こういった数字からすると、伊方町民は予算上では他の市や町より手厚いといえます。

予算の執行内容は市町村の事情により異なりますが、例えば、一般職員の一人あたり平均給与月額は伊方町 28 万 1 千円（令和 6 年度）、松野町 29 万 5 千円（令和 6 年度）となり、伊方町のラスパイレース指数も改善されてきていますが、95.7 となっています。

これらは 1 つの例ですが、子育て支援などは町長が尽力されて、かなり充実しているとは思いますが、それでも人口の減少率は 15.7%と県下最大です。生まれる新生児は 10 人程度が現状です。

予算の費用対効果とはよく言われます。最近では、スマートシュリンク（賢く縮む）ということが言われるようになりました。公共施設やインフラの集約人口減少を前提として、まちづくりの方向を修正してきています。伊方町はポテンシャルの高い町で、やればできる町だと私は思っていますが、私の議員としての平成 29 年度の一般質問で「無電柱化への取組みについて」を提言しましたが、伊方町ではその一部でも実現できていません。八幡浜市では駅前で整備されています。平成 30 年度に交通弱者対策として自動運転バスを提言しましたが実現せず、県内でも松山市、伊予市、八幡浜市では進んでいます。

社会がどんどん変化していく中で、行政の財政は何億何千万単位でも、町民の家計は 1 円単位です。維新の会の馬場前代表は「1 円たりとも税金は無駄遣いしない」と語っていましたが、伊方町として今後どのような町づくりに、財政運営をしていくつもりなのか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の末光議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の「伊方町財政運営について」のご質問にお答えいたします。

議員ご紹介のスマートシュリンク（賢く縮む）は、人口減少を前提に、行政機能や規模を縮小し、同時に住民の生活満足度向上にも重点を置く、まちづくりの考え方「適応策」でございます。これ

に對しまして、少子化や若年層の流出を緩和させ、人口減少に對して、齒止めをかけようとする抑制策がございますが、適応策と抑制策は、相互に補完し合うものでありますので、両面から、総合的に取り組むことが重要であると考えております。

なお、公共施設やインフラの集約の点につきましては、半島特有の地形的条件や、施設の再整備に要する多額の経費、また、町民の皆様に痛みを強いることなどの課題がありますが、まず第一に、民間事業者の資金力、経営力を活かした町有施設の民間活用提案制度などにより、既存施設の有効活用を図ること、第二として、公共施設の統廃合により機能の集約を図ること、第三が、遊休施設を解体すること、この3つの柱で進めてまいりたいと考えております。

一方、財政運営についてでございます。

議員からは、町の予算額を普通交付税の算定に用いる基準財政需要額との対比や、人口1人当たりの近隣市町との比較の結果、伊方町は手厚くなっているとのことでございました。また、令和7年4月1日現在の一般行政職の職員の平均年齢は38.7歳でございまして、県内市町村の中で1番の若さとなっておりますことから、職員1人あたりの平均給料月額も議員ご指摘のとおりとなっております。ラスパイレース指数にいたしましても、私が就任をした時は9町の中で下から3番目でしたが、現在は上から3番目となっております。そういった結果として、残念ながら人件費を見ても、令和6年度は約21.4億円となっております、5年前の令和元年度の約18億円に比べますと、3.4億円、18.9%の増と、近年の職員のベースアップや会計年度任用職員の処遇改善などに伴う義務的経費の増加により、財政負担は大きくなっております。

また、国土交通省の公表によります、令和8年3月の公共工事設計労務単価は10年前の平成28年2月に比べ、45.9%の増となっており、更に、建設工事費デフレーターによる、令和8年3月の建設コストは平成27年度に比べ、35.4%の増となるなど投資的経費も跳ね上がっております。このように、財政運営が圧迫されたことによりまして、令和5年度以降は、貯金である財政調整基金を取り崩す厳しい状況となっており、潤沢な財政状況であるとは残念ながら申し上げることはできません。このように、財源に限りがある中で将来負担や人口規模、優先順位を踏まえた行政サービスの推進に努める必要があると考えております。無電柱化への取組みや自動運転バスにつきましては、多額の経費を要すること等により、将来の課題として捉えてまいりたいと考えております。

なお、今定例会の補正予算には、各地域の実情に即した持続可能な交通モデルの策定経費を盛り込んでおりまして、運転免許証を返納されました方でも、安心して暮らせる交通環境の実現を目指していく考えでございます。また、町民誰もが住み慣れた地域で、必要とする医療を安心して受けられるように診療所の存続や医師の確保など、医療体制の維持に對する財政支出につきましては、引き続き、積極的に対応しているところであります。また、婚姻数の増減はそのまま出生数の増減に繋がりますので、多様な出会いの機会づくりや結婚新生活への支援を進めるとともに、若い世代が伊方町で子どもを育てたいと思えるまちを目指してまいります。また、人口減少が避けられない中ではありますが、個々の所得の増に繋がりますように各種産業振興策に取り組んでまいります。

今後は、補助金や新たな自主財源の確保と限られた財源の有効活用により、堅実な財政運営を図ったうえで、総合計画との整合性を重視し、今、住んでいる町民の皆様にいかに幸せに過ごしていただくか、伊方町に住んで良かったと思っていただけるかを念頭に置きながら、夢を持って暮らせる町、誇りを持てる町として発展するよう、未来への責任を果たすために議員各位のご理解ご協力を得ながら、各施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

以上、末光議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今回の私の一般質問は、町民の方々に伊方町の財政の状況や町の施策を分かりやすく理解していただくのが趣旨でした。少し分かりにくく、抽象的な答弁をいただいたと思います。

スマートシュリンクは2025年に全国自治会が取りまとめたもので、国土交通省の24年の調査では、10年以内に無人化する可能性がある集落は488箇所、いずれ無人化するところが3,324箇所あるとされています。県内で最も人口減少が激しい当町におきましては、早急に取り組む課題であると考えます。今後、膨大な費用が掛かることが予想される水道事業などに影響します。既に徳島県の上勝町では、ゴミ収集車が廃止され、住人自ら収集所に持ち込む制度になっております。財政の運営についても、財政調整基金を取り崩す厳しい状況となっており、潤沢な財政状況であるとは、残念ながら申し上げることはできませんと答弁いただきました。

財政の健全性を示す将来負担比率は県内20市町村のうち伊方町は1位であり、財政力指数も6位となっております。25年の11月の広報によりますと、町民の1人あたりの町税負担額は19万714円に対して、町民1人あたりに要した経費は134万8,725円となっております。隣の八幡浜市では、負担35万1千円、経費30万6千円、令和6年9月30日の実績でなっております。無電柱化への取り組みや自動運転バスにつきましても、将来の課題と言及がありました。

無電柱化は、将来予想される南海トラフ大地震などによる災害対策として必要であり、早急に取り組むが必要です。自動運転バスについては、旧伊方町にあったタクシー会社が撤退するなど、交通の不便さは増すばかりであり、運転手の確保が困難な状況にあります。将来の課題でなく、現実に必要なとされる施策になってきています。

6月の県の補正予算案にも、地域公共交通の維持・確保に向け、民間事業者の自動運転バスの取り組みを支援するとあり、事業費は全額、国土交通省の補助金が活用をでき、多額の経費を要する将来の課題ではなく、町のやる気が課題であります。例えば、町が先進的な施策として取り組んでいる例として、顔認証などがありますが、マイナンバーカードと重なる機能もあり、町内の買い物に頻繁に利用される姿は見られません。多額の経費がかかり、町民が必要とする課題に添ったものでしょうか。

今年の町長の年頭のご挨拶によりますと、1. 防災・減災体制の総合的な強化、2. 子育て、教育環境の充実と次世代育成、3. 地域資源を活かした産業振興と観光拡大、4. 高齢者・障がい者を支える福祉の充実、5. 町民参加の町政と透明性の高い情報発信と、積極的な財政運営を連想させるような施策が列挙されております。

冒頭にも述べましたが、町の施策を分かりやすくというのが私の質問の趣旨でありますので、具体的に、伊方町に住めば、このような良いことがありますよということをPRしていただければと、再質問いたします。

○議長（福島大朝） 只今の末光議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の再質問にお答えをさせていただきます。

様々なご指摘がございましたけれども、私から数点、答弁させていただきます。

まず、人口減少が進む中でも地域社会を維持していかなければなりませんし、伊方町の活性化を目指していかなければならないというのはご指摘のとおりでございます。ご指摘の水道事業につきましては、上水道、下水道ともに、料金への影響が懸念をされております。一方で、管路の集約化、また、耐震化も検討課題であるわけでございます。このように様々な分野におきまして、広域での行政の取り組みも必要になるというふうに考えております。全国1,700余りの市町村、それぞれの市町村には、町の誇れる長所もありますし、また、それぞれの町が抱える課題もあるわけでございます。私は、行政、政治の役割は、その市町村の、町の抱えている長所をいかに伸ばしていくか、そして、もう一方で、抱えている課題を少しでも解決する方策を模索していく、その両面で行政を進めていかなければならないと考えているところでございます。

議員からは、伊方町のPRというご質問でございました。

私からは、伊方町に住むと良いことのPRをさせていただきたいと思っております。施策を具体的にということでございますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、防災に関しましては、災害時の備えとして、家庭用の冷凍庫、蓄電池や発電機、非常用の持ち出し用品などの購入を支援しております。また、安心して暮らせる環境づくりとして、住宅の新築や改修、奨学金の返還などの支援を行っております。先般は、キッチンカーを補助いたしまして、万が一の時に食事提供ができる体制も整えているところでございます。

次に、子育て施策におきましては、様々なことをやっております。安心して子育てができる、いきいきと暮らせる町づくりとして、出会いから結婚、子育てまで切れ目のない施策を行っているところでございます。結婚新生活への住宅や引っ越し、家電の購入費、出産祝い金、出産・子育ての交通費、分娩施設近くでの宿泊費、在宅育児者、児童発達支援通称者の利用負担、障がい者の自動車の改造費用などを支援しているところであります。

また、産業の分野におきましては、企業や事業継続、一次産業の機械設備投資、未来への投資を行っておりますし、今議会では、第一次産業で大変人気でございます、農林水産業の振興基金の増額も提案させていただいております。

教育環境では、学校教材費の保護者の負担、小中学校入学時の準備経費、高校生への通学経費などの支援を行っております。

その他にも、健康増進活動の推進、インフラ等の生活環境の充実、高齢者福祉の充実や生涯学習、生涯スポーツの活性化にも取り組んでいるところでございます。

また、観光振興の面におきましては、佐田岬半島の海や山、星空などの緑豊かな自然環境、そして、海の幸、山の幸などの食も大きくPRしてまいりたいと考えております。おかげさまで、はなはな、アグリトピア、きらら館等々、町の施設も充実してまいりました。今後は、これらの施設と連携をして、更なる佐田岬半島、伊方町の観光振興に熱を入れてまいりたいと考えております。

今後とも、健全財政を保持しながら、政策の優先順位をしっかりと見極めて、町政の運営を図ってまいりたいと思っております。

なお、ご指摘の点につきまして、現状と町としての考え方を、各課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（福島大朝） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 末光議員の質問の中の無電柱化について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、南海トラフ巨大地震への備えは極めて重要であり、道路の通行機能を確保することは、災害対応において重要な課題であると認識しております。

一方で、無電柱化は有効な対策の1つではございますが、多額の事業費に加え、本町では、道路幅員や歩道区間の不足など、地形的、構造的な課題が多く、短期間で実施できる状況ではございません。このため、本町では、緊急輸送道路における、新たな電柱の設置制限を既に実施しているとともに、橋梁や道路法面の防災対策、道路の新設改良など、災害時の通行確保に直結する対策を優先して進めております。

今後も、国の新制度や技術動向を注視しながら、無電柱化については実施の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総合政策課長（菊池暁彦） 議長

○議長（福島大朝） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池暁彦） 自動運転バスにつきまして、お答えいたします。

国は、ドライバーの担い手不足や地域の足の確保など、地域公共交通が抱える課題の解決手段として期待される自動運転につきまして、特定条件下における、無人自動運転であります、レベル4の実装にかかる初期投資を支援しております。

今回の県の補正予算（案）につきましては、自動運転レベル４による路線バスの運行を目指す、交通事業者を支援するもので、国の補助金は4/5、残る1/5は事業者の負担となっており、主体は交通事業者となっております。また、県内の動向を見てみますと、比較的平坦で通信環境が安定し、かつ、一定の乗車が見込める、官製の生活路線や観光事業の大きいルートを対象としております。

一方、本町は半島特有の地形で起伏が激しく、狭い道路環境、強風や濃霧などの気象条件は、技術面・安全面における課題となるものと考えております。更に、実用化への移行後は、システムの維持管理費や将来的な車両更新費などの経費が生じることとなります。県内では、運行を休止している例もありますので、持続的な運行体制を確保できるのか、今後、自動運転に対する技術革新、国や県の動向を注視し、情報収集に努めながら、慎重に実施の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、顔認証についてでございます。

令和6年5月からデジタル商品券の運用を開始し、顔認証システムを活用して、清算時に専用端末に顔をかざすだけで買い物ができる仕組みとなっております。なお、お客様側では、現金やカード、携帯電話などがなくても簡単に手ぶらで買い物することができ、事業者側としても、システム上に売上データが記録され、紙の商品券の場合に必要となります、町への請求手続きが不要となっております。また、経費につきましては、令和4年度に行いました、システム構築経費の財源は全額、新型コロナの臨時交付金でありますし、令和8年度のシステム管理経費の予算額は158万4千円でございます。

一方、利用状況を見てみますと、まず、令和8年3月末時点の登録者数3,044人、登録率41.4%。年代別の登録率を見てみますと、30代の登録率は53.2%と半数を超えており、若い世代の活用実態が見えてまいります。次に、令和7年度の通常商品券分の町から事業者への支払額、約5,900万円のうち、デジタル分は3割の約1,800万円。また、5%のチャージ特典を継続していることもあり、令和7年度にチャージ、追加購入された金額は約1,400万円と、町民の皆様の間でデジタル商品券が広がってきているものと認識しております。

また、災害時の避難確認への活用につきましては、非常に円滑に避難所への受付ができておりまして、特に外国人の方の場合、以前は通訳を介しておりましたが、顔認証導入後は、顔の撮影のみで非常に便利に運用ができております。更に、デジタル商品券の移行に伴い、町の補助金交付事務の効率化も図られております。

今後は改めて周知を図ったうえで、利用者の拡大や高齢者のキャッシュレスの実現による利便性の向上などに取り組み、引き続き、消費喚起に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 只今、ご答弁いただきましたけれども、高門町長を始め、課長さん方、非常に真面目な方ばかりで、非常に憶測のないご答弁をいただいたものと思います。ありがたいと思います。私が求めているのは、何となくこう雁字搦めじゃなくて、もう少し柔軟な形で対応されることを求めて、質問しているわけでございます。

例えば、自動運転のバスの件ですけれども、今現在、湊浦から大浜の運行、バスの運行が通っていないと思います。その間だけでもですね、湊浦から大浜まで自動運転のバスを通せば、景色も良いし、それから、あまり早いスピードで行かなくても良いし、町民から見れば、やっていただいているなというふうな視点もあろうかと思うわけでございます。

また、無電柱化につきましてはですね、皆さんも町民会館なり庁舎を出てみて、空を仰いでみていただいたら、もう蜘蛛の巣だらけのような線が通っているわけですね。そのような環境が少しでも美化されれば、例えば、この膝元の庁舎のものだけでも整備されている。あるいは、町民会館が、避難場所の拠点となっていると思うんですけれども、そこで、電柱がボンボン倒れて車が通れないと、そんなことになれば、やはり防災上、支障をきたすわけです。十全に考えて、ピンポイントでも構いませんので、そういった取り組みをやって、町民にPRしていただいたら、ありがたいなというふうに思うわけでございます。

先ほど、他の市町村にない施策が伊方町にあると高門町長が胸を張って言われました。こういうCATVとかで放送されるとよく分かるんですけれども、先日も冊子で伊方町の補助金という冊子が確か、町広報紙の中に入っていました。しかしですね、高齢者の方は印刷文を見たくないという心理が、煩わしいとか、そういう時代です。それと、逆にですね、HPにありますけど、HPなんかも高齢者が見るわけないので、その辺の情報の散らし方に、今ちょっとこう何と言いますか、エアポケットというかブラックホールというか、盲点があるんじゃないかという気がしております。もう少しせっかくこういう良い施策を他の市町村より先駆けてやっておるわけですから、担当課を始め、積極的にPRしていただいたら、ありがたいなと思っております。

それから、答弁の中にですね、健康増進活動の推進、インフラ等の生活環境の充実、高齢者の福祉の充実などがありました。具体例としてですね、町内に、3階建て4階建ての古い町営の住宅がありますが、入居者の高齢化によりまして、大変不便で苦労しているというお話を最近お聞きしました。最近の建物はエレベーターが完備、自動点滅、スイッチを押さなくても自動的に人が通れば照明がつくと、そのような至れり尽くせりの整備がなされております。取り残された住宅等に非常に不便を感じておられる住民の方がおられます。また、エレベーターなどを設置してもらえれば大変ありがたいというお声も聞きました。町政全体に細かい気配りを取り入れて、施策に取り組んでいただいたらと思います。

それから、先日も四国電力さんから、防災体制充実のために1億5千万円のありがたい寄附がありました。保育所を始め、高校生まで、授業中、学校ではヘルメットが完備されておりますが、家に帰ればヘルメットはないわけです。南海トラフ地震はいつ起きるやら分かりません。ご寄附の趣

旨等からしてですね、町民全体のヘルメットの支給などに活用していただければありがたいと思いますが、その点についてもお伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の末光議員の大綱 1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） これもまた、多岐に渡っての再々質問がございました。

まず、地域巡回バスや無電柱化は、それは、もっと夢を語れというふうな意味だろうと思っております。議員の立場で色々な夢を語っていただけるのは大変素晴らしいことだろうと思いますし、我々もこれができれば、これは素晴らしいなと思います。ただ、現実的に行政側として考えた場合に、費用対効果あるいは実現の可能性、そういったところ。それから、町内の優先度等を考えた場合に今現在、即取り組むべき課題なのかどうなのかというところは、疑問が残るところでございます。もっと、上下水道の耐震化、あるいは、他の様々な防災・減災対策を含めて、町内の事業の優先順位を考えながら、今現在は巡回バスや無電柱化については、国や県の動向をしっかりと見極めて、その時期が来たら、取り組んでまいりたいと思います。

更に、広報の関係につきましては、確かに、50%になっている町内の高齢化、1人1人に町の施策を理解していただくというのは非常に難しい課題でございます。良いアイデアがあれば、ぜひ、お伝えいただきたいと思っております。そういった意味で、末光議員のこの一般質問の機会、CATVで流れるこの機会に、もっと町のPRをしてほしいという意味も込めてのご質問だと思っておりますので、新たな、あらゆる機会を通じて、町の施策についてのPRを町内外に今後とも発信してまいりたいと思っております。

次に、住宅への整備、あるいは、取り組みでございますけれども、これは担当課長の方から具体的な答弁がございましたので、答弁をさせていただきたいと思えます。

ヘルメットを全町民にということでございますけれども、四国電力からの1億5千万円のご寄附大変ありがたいご寄附でございます。今取り組んでおりますのが、総合体育館、瀬戸・三崎の空調施設の整備に取り組んでございます。これは、1箇所1億円以上かかるものでございます。まず、そういった災害関連に使ってほしいということでございますので、そういったところ、あるいは、町民グラウンド、これは防災の避難場所になっておりますので、そういった整備の充実に使わせていただきたいと思えます。ヘルメットに関しては、議員のご提案として、考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（福島大朝） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 町内の住宅の古い3階4階建てのエレベーターの設置の件でございます。

数件もう古くなった、4階建て3階建ての住居がございます。ただ、整備するにあたり色々な課

題もございまして、入り口が1箇所だと、上に上がる階段ですね、2箇所の場合はエレベーターの設置1箇所で良いんですけど、それぞれのフロアに階段があるようございまして、そこら辺の課題もございまして。それから、課題があることはあるのではございまして、更に細かい気配り、施策ということでございまして、そういったことも加味しながら、課題として検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島大朝） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

（休憩 11：49～13：00）

報告第3号

○議長（福島大朝） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5「令和7年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について」報告第3号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○上下水道課長（清水哲弘） 議長

○議長（福島大朝） 上下水道課長

○上下水道課長（清水哲弘） 報告第3号、令和7年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第84回定例会でご承認いただいております、令和7年度伊方町水道事業会計補正予算（第4号）継続費について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、翌年度に繰り越した経費について、5月31日付けで、継続費繰越計算書を調整いたしましたので、同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、重要給水施設等管路耐震化事業で、翌年度通次繰越額は6,270万円でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、報告第3号、令和7年度伊方町水道事業会計継続費繰越計算書についてを閉じます。

報告第4号

○議長（福島大朝） 日程第6「令和7年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第4号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（菊池隼人） 議長

○議長（福島大朝） 副町長

○副町長（菊池隼人） 報告第4号、令和7年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第68回臨時会及び第84回定例会でご承認いただいております、令和7年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、伊方町庁舎非常用発電設備部品交換工事、他30事業で、翌年度繰越額は、総額で7億6,948万6,873円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、報告第4号、令和7年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを閉じます。

報告第5号

○議長（福島大朝） 日程第7「令和7年度伊方町下水道事業会計予算繰越計算書について」報告第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（清水哲弘） 議長

○議長（福島大朝） 上下水道課長

○上下水道課長（清水哲弘） 報告第5号、令和7年度伊方町下水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第80回定例会でご承認いただいております、令和7年度伊方町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越しました建設改良費について、同条第3項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調整いたしましたので、同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、下水道ストックマネジメント事業における大浜他2地区マンホール蓋更新工事の1事業で、繰越額は1,881万円でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、報告第5号、令和7年度伊方町下水道事業会計予算繰越計算書についてを閉じます。

議案第 38 号

○議長（福島大朝） 日程第 8「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 38 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 38 号、町長の専決処分事項報告（伊方町税条例の一部を改正する条例制定について）、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、令和 8 年 3 月 31 日、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容は「固定資産税の免税点引上げ」「軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改正するもの」「特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う町民税課税の特例を新設するもの」でございます。

なお、この条例は特段の定めを置くものを除いて、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 改正された償却資産税につきましては、全国一律であり、町長の専決処分事項でありますので、条例そのものにどうこう言うわけではございませんが、その条例の運営について、若干疑問点がございます。

先日の全員協議会でもご指摘をさせていただきましたけれども、きちっとこの申告が、償却資産税の申告がなされているようなシステムになっているのかどうか、非常に疑問があります。例えば、法人税であれば、法人税の申告を町に当然いたします。固定資産税の明細とかいうので、一応チェックもできるわけですが、仮に、一步踏み込んで、別表 6 を添付してくださいと言えば、正確な把握ができると思いますけれども、そのようなことを多分なされていないと思います。

それから、個人企業におきまして、伊方町は今、いーチャレとか色々補助金を付けて 300 万とかそういうような、あるいは、キッチンカーにおきましては 600 万が限度とかいうことで、多額の補助金を出しております。補助を受けた時に、それが償却資産税に該当するわけですから、過去において、補助を受けたものに対して、償却資産税の申告が適正になされているかどうか、私は非常に疑問点が残る点があります。

町の一般会計の予算書とか決算書を見られても、固定資産税がいくら、伊方町は約 28 億ですけども、うち償却資産税はいくらですとかいうふうな表示は一切出てきません。実際、固定資産税と

言いながら、その 9 割ぐらいが償却資産税、電力関係の償却資産税であるわけです。ですから、償却資産税の重みが、かなり伊方町においては重いと思うわけでございます。その中で、民間企業の償却資産税、電力関係を除きましたら、約 800 万の償却資産税の申告があるということでございます。これが、仮に固定資産税と償却資産税の税率は 1.4%ですけども、1%とすると、800 万が税の対象になっているわけですから、約 8 千万の財産、償却資産税の申告が町にあったというわけでございます。私の思うところによると、とてもそのような金額で収まる償却資産税を、町民が保有していると思いません。もう少し大きなものがあるとは思いますが。

過去のことは良いんですけども、一般町民から言いますとですね、色々な税金が、例えば、健康保険税とか色々なものが遅れた場合に、弁護士を通じて、督促しますよ、あるいは、差し押さえしますよというふうな、法律に基づいた督促状なんかが一般町民にきます。例えば、町営アパートの家賃についても、立ち退きを請求しますとか、厳しく追及されている部分があります。

その反面に、例えば、この償却資産税について、町税するのはおろか、野放しに、ザルになって、町税ができていないということが懸念されるわけでございます。その件につきまして、どのような町の体制を取られておるか、お伺いしたいと思います。

○議長（福島大朝） 只今の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 今ほどの末光議員の質問にお答えいたします。

まず、償却資産税につきましては、各事業者様からの申告に基づきまして、課税をしておるところです。議員ご指摘のとおり、申告のなされない事例もあるかと考えております。その辺りにつきましては、完全にということは中々に難しいところではあるんですが、税務あたりとの連携を図りながら、実態の把握に努めるところでございます。

また、町から支出しております補助金に関する部分につきましては、先日の全員協議会でお伝えいたしましたとおり、各課との連携に努めながら、適正な課税に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） この場をお借りしてちょっとお伝えしたいんですけど、今月の広報西予があります。その中で、償却資産申告内容の確認調査にご協力くださいというところがあります。短いのので、ちょっと読んでみますけど「この調査は地方税法第 353 条、質問検査件及び地方税法第 408 条、現地調査の規定に基づき、市に申告されている償却資産について、申告内容の精査を求めるものでございます。今後、各事業を認められている皆さんへの帳簿類や参考資料などの提出を求める場合があります。ご理解、ご協力をお願いいたします。詳しくは、HP でご覧いただくか、担当課までお問い合わせください。」というふうにあります。

伊方町でこのような取り組みありましたか。

○議長（福島大朝） 暫時休憩いたします。

再開は 13 時 30 分といたします。

（休憩 13：16～13：30）

○議長（福島大朝） それでは、再開いたします。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

確認をいたしましたところ、議員のご指摘のあったような調査は、伊方町では実施はしていないということでございました。

今後は、近隣市町の状況などを確認しながら、こういった調査についての実施を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） よろしく願いいたします。

それと、今回のキッチンカーの分で、法人税の関係のですね、納税証明書。伊方町における、町税等の未納がないことの証明という条件があるわけです。償却資産税そのものが申告されていなければ、これは未納ということなので、ここがザルになっていると思います。

ですから、こういった伊方町の助成補助金を受ける場合に、償却資産税の別表 6 を付ければ確認できるわけですし、新規に開業するような方は、償却資産の申告が必要ですよということを、条項に入れると、後々納税漏れということがないかと思いますので、そこら辺の周知もよろしくお願いしたいと思います。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 今回、キッチンカーの補助事業の担当は総合政策課になりますが、町民課としましては、そういった補助事業を所管しております各課と連携を密にして、今後適正な課税ができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福島大朝） 他に質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 38 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号、町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）は原案のとおり承認されました。

議案第 39 号

○議長（福島大朝） 日程第 9「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 39 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 39 号、町長の専決処分事項報告（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和 8 年 3 月 31 日、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容は「国民健康保険税の限度額の改正」「子ども・子育て支援納付金分の賦課について規定するもの」「軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずる金額の改正」でございます。

なお、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 39 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号、町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）は、原案のとおり承認されました。

議案第 40 号

○議長（福島大朝） 日程第 10「伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」議案第 40 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（谷村栄樹） 議案第 40 号、伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

別添の新旧対照表をご覧ください。

町の組織の見直しにより、人権に関する業務を総務課の人権啓発室に集約したことに伴い、下線のとおり「人権対策に関すること」を、広く「人権に関すること」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の本条例の規定は、令和8年4月1日から適用するものとございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今日6月23日でありますが、この条例は4月1日から適用するということで、遡及しておるわけでございます。議会運営委員会でも質問をさせていただきましたけれども県のほうに問い合わせをいただいたら、町民あるいは住民の方の利益になるようなことについては、遡及しても構わないというような回答があったそうで、LINEのほうで、我々議員のほうに連絡いただきました。

連絡いただきましたけれども、よく私が調べてみますと、基本的に法律の施行というのは公布日から10日経って施行するのが、大体通常のパターンでございます。その中で、刑法など人権に関する法律・条例などは、原則遡及されない、できないということがあります。また、人権侵害の被害者を救済するための新しい機関、人権委員会などの設置や手続きに関する法律の改正については、原則として、過去に遡れませんということが謳われております。

そこでお伺いしたいんですけども、100歩譲って、これが4月1日から適用されるとして、町民の方にはどのような利益があるのか、説明していただきたいと思います。

○議長（福島大朝） 只今の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。

○総務課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（谷村栄樹） お答えいたします。

大手出版社が出している解説の本があるんですけども、それによりますと、遡及適用が住民の権利義務に影響しない場合や、かえって、住民の利益になる場合には有されるとあります。住民の利益になるということではなくて、遡及することによって、何らかの影響を与えるかどうかということで判断しておりまして、これは遡及をすることによって、町民の権利義務が侵されるというものではないと判断したものでございます。

以上です。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 権利義務が侵されないということなので、その具体例をお聞きしているわけです。

○総務課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（谷村栄樹） 例えば、権利義務ということで、行政サービスを受ける権利、それから選挙、直接請求、税金納付等の権利等が考えられます。

○議長（福島大朝） 他に、ご質疑等ございませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（福島大朝） 小泉議員

○議員（小泉和也） 課長の捉え方でちょっと疑問なんですけど、先ほど言いましたように、遡及適用は住民の権利義務に影響しない場合や利益がある場合は可能、できるんよね。それは、できるの分かつとるんやけど、原則はね、条例はね、遡及適用を行ったらいけないでしょ。

それで、ここで問題なのは、3月に説明しとるんよね、これ。じゃあ、その時に議会に条例などで提案せん。それは、あなた方の不手際よね。できる時にやっていない。それで、こじつけて、今の様な答弁してるんよね。

反対はしないんですけどね、これからのことがあるので、理事者、全員そうですよ。基本は基本よ。ただ、そういう可能性もありますというのは、あるかも分かんけど、それに逃げたらあかんでしょ。決まったことはちゃんとやらなあかん。その辺どうですか。

○総務課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（谷村栄樹） おっしゃるとおり、条例ということで、本来は遡及することは好ましくないとあります。ただ、例外として、できるという事例がございましたので、便乗したということでもあります。

本来、3月に分かっていたことですので、追加提案してでも、議案にのせるべきだったと考えております。その点は十分反省しております。今後、気を付けます。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（福島大朝） 小泉議員

○議員（小泉和也） 今の答弁で分かりはしたんですけど、やるべきことはちゃんとやって、それが、もしね、できない場合があるわね、そりゃあね、仕方ない時がある。そういう場合は仕方ない。

6月に出さないといけなくなる、そういうね、段取りは踏まないでよって、これからは。やらないけんこと分かっつたんでしょ、3月に。本当はしないといけないの、あなた達、分かっつたんでしょ。分かっつたのにやってないということは、議会を軽視しとるのと一緒よ。それを、皆さんが分かってくれば良いんですけど、町長はどんな考えなんですか。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 課長が答弁したとおり、本来は遡及をすべきではないっていうのは、これはもうおっしゃるとおりでございます。3月議会で分かっつたら、おそらく、その時に条例を出しとった。私の想像なんですけど、それは担当者が見落としとった。そして、後で気が付いて、今議

会にこういった、これを放って置くわけにもいきませんので、致し方なく、遡及の適用をさせていただく、条例改正をお願いするということに相成ったんだろうというふうに思います。

ですから、今後はこういったことがないように、しっかりとやるべきことは適宜、その時期にやるということを徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島大朝） 他に質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 40 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号、伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 41 号

○議長（福島大朝） 日程第 11「伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 41 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（谷村栄樹） 議案第 41 号、伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

別添の新旧対照表をご覧ください。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、第 2 条各号の条項のずれを整理するほか、「個人番号利用事務実施者」及び「情報提供ネットワーク」の定義が重複しているため、片方を削除し、この重複を解消するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 41 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号、伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 42 号

○議長（福島大朝） 日程第 12「伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について」議案第 42 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○防災統括監（兵藤貞樹） 議長

○議長（福島大朝） 防災統括監

○防災統括監（兵藤貞樹） 議案第 42 号、伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、電波法の改正により「免許状」がデジタル化され「免許状」の名称が「免許記録」となったため、条例の一部を改正するものでございます。

これは、電波法及び放送法の一部を改正する法律に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、無線局の免許状等を全てデジタル化するとともに、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入するものです。

改正内容は、第 2 条及び第 5 条において「免許状に記載された」を「免許記録に記録された」に、改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 42 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号、伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 43 号

○議長（福島大朝） 日程第 13「伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」議案第 43 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（清水貴志） 議長

○議長（福島大朝） 学校教育課長

○学校教育課長（清水貴志） 議案第 43 号、伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方町奨学資金貸付基金の運用状況により、基金の額を減額するため、本条例の一部を

改正するものでございます。

改正の内容につきましては、貸付件数の減少に伴い、基金の額 5 億 4,100 万円を 1 億 6,700 万円減額し、3 億 7,400 万円に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 43 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号、伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 44 号

○議長（福島大朝） 日程第 14「伊方町農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 44 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（菊池拓也） 議長

○議長（福島大朝） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池拓也） 議案第 44 号、伊方町農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方町農水産物処理加工施設の果汁加工を行う際の利用料金の値上げを検討するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、平成 26 年度から利用料金の改定がなく、また、近年の人件費上昇及び急激な社会情勢等の変化に伴う資材費等の高騰の状況を鑑み、利用料金の値上げを検討するための改正案となっております。

別添の新旧対照表の改正後の金額に 500 円とありますが、これを上限として、実際の利用料金につきましては、本条例で定める方法にて改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 44 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号、伊方町農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 45 号

○議長（福島大朝） 日程第 15「伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について」議案第 45 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（菊池暁彦） 議長

○議長（福島大朝） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池暁彦） 議案第 45 号、伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、対象業種を拡充することにより、地域経済の活性化と雇用機会の拡大による町民生活の向上を図るための改正となっております。

改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。

第 2 条、定義の第 1 号、企業につきまして、製造業を除く産業の定めを規則に委任したうえで、宿泊業等の新たな産業を追加するものでございます。

次に、第 3 条、指定対象の基準は、投下固定資産額につきまして、資本金の条件に該当する産業は、製造業のみとし、宿泊業を含む、その他の産業につきましては、資本金の条件に該当しないこととしております。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 第 3 条のところに、常時使用する従業員が 3 人という項目があります。この従業員の取扱いについて、私が監査委員をしている時にも若干問題にさせていただいたんですけども、通常、従業員というのは、雇用保険に加入している人を従業員あるいは労働者というふうに定義しているわけですが、ここの条例では、単なる常時使用する従業員 3 人ということで、雇用保険に加入することが義務付けられておりません。ということは、色んなケース、悪く言えば、悪用できるわけです。

だけど、雇用保険に加入している労働者を 3 人以上とか 2 人以上とか、はっきりすると疑問の余地がないわけですので、その辺を明確に謳っていただいたほうが、今後、疑義を生まないと思いますが、いかがでしょうか。

○総合政策課長（菊池暁彦） 議長

○議長（福島大朝） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池暁彦） それでは、お答えいたします。

現在、従業員の定義につきましては、中小企業庁が中小企業基本法上の、常時使用する従業員とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく、あらかじめ、解雇の予告を必要とする者としております。従いまして、運用上、これを用いまして、正社員・パート・アルバイトなどの名称に関わらず、機関の定めなく雇用されている者や過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者など、労働基本法第 20 条の規定により、解雇予告をしなければならない従業員を対象とすることで、現在、運用しているところでございます。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今の中小企業の規定を持ち出されると、非常に、更に疑問が残るわけでございます。解雇予告と言われましたよね。ただ、いーチャレを過去に受けたところで、ご主人が従業員ですというケースで、補助金が出たケースがあります。ご主人に解雇予告できるんですか。そうじゃなくて、厚生労働省が明確に 4 つの基準を定めております。その 1 つに、雇用保険に必ず加入のことという条項があります。それを、40 年ぶりに今、改正されつつあります。

ですから、従業員 3 名とかいうような、寄せ集めの従業員でも構いませんよと、色々なケースが考えられて、貴重な町民の財産が不正に使われる可能性があるという心配がありますので、ここを明確に定義していただきたらと思います。

○総合政策課長（菊池暁彦） 議長

○議長（福島大朝） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池暁彦） 企業誘致条例につきましては、現在の、先ほど説明した内容で運用しているところでございます。雇用保険の条件というのは、明確なものになるものでございますので、その辺りは、誰に対しても明確に言えるように、検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） そうしたら、この条例にですね、雇用保険に加入する従業員が 3 人以上というふうにつけ加えることはできますか。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 議員がおっしゃることはもっともだと思います。

ただ、この企業誘致条例の本来の目的は、なるべく外部から企業を誘致して、伊方町の活性化をしてもらいたい。いーチャレは、町内外の皆さん方に新たに企業を興したり、拡充したりして、活性化を図ってもらいたい、そういった大きな目的があるわけでございます。

その一方で、議員ご指摘のように、条件にはある程度の曖昧さを残しておいたらいけないんじゃないかというふうなご指摘だと受け止めております。この両方の接点をどの辺に持っていくかということは、今後、十分に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島大朝） 末光議員の質疑を終結いたします。

他に質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号、伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 46 号

○議長（福島大朝） 日程第 16「伊方町グループリビング条例を廃止する条例制定について」議案第 46 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（河上芳輝） 議長

○議長（福島大朝） 長寿介護課長

○長寿介護課長（河上芳輝） 議案第 46 号、伊方町グループリビング条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、施設の有効活用および地域活性化を図るため、伊方町グループリビング条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号、伊方町グループリビング条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（福島大朝） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のため、お伝えしておきます。24日から25日は、休会。26日は午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（散会時間 14時06分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員